

文教委員会記録

開催日時 平成23年2月17日(木) 13:04～14:18

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

岩城 明 委員長

奥山 博康 副委員長

井岡 正徳 委員

岡 史朗 委員

藤野 良次 委員

宮本 次郎 委員

出口 武男 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○岩城委員長 それでは、ただいまの説明とその他の事項も含めまして質疑があればご発言をお願いしたいと思います。

○宮本委員 何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目は、教職員の健康にかかわる問題でお尋ねしたいのですが、この間学校の現場で不本意ながら病気になって休まれる先生がたくさんおられるという、多忙化の一つの大きなあらわれだと思うわけですが、本県の昨年度の教職員の病休の実態はどうかということを改めて明らかにしていただきたいと思っております。

また、精神疾患で休まれる方も急増していると、これは精神科の病院でもよく聞くことですので、教職員の中での精神疾患の病休の実態もあわせてわかれば明らかにしていただきたい。

そして予防対策をとることが大事だと思うわけですが、この教職員の健康管理に対する

県教育委員会の対策はどのようにとおられるか明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、子どもの運動能力や生活習慣の改善の問題ですが、これは私も8歳と4歳の子どもがおりまして、保育園や小学校によく行きますので、学校の先生方や、あるいは孫を見に来られているお年寄りの方に聞きますと、やっぱり体力の低下を感じるというのは、これはもう共通することで、だれしも人間が豊かに生きていく上で体力をつけてみずからの能力を開花させるということは大切なことだと思うわけですが、このほど全国的に体力調査を行うことで、いささか学校における体育というものも何か競争めいたものが動機づけになって、本来ならば体を動かすことが楽しいとか体力をつけることがみずからの幸せにつながるということが後回しにされて、体力をつけることそのものが目的になってしまっただけでは、学校教育としてはゆがみをもたらすのではないかと私は個人的な意見を持っているのです。この間の本県での特に幼児においても運動能力や生活習慣調査をやったということなのですが、その結果の受けとめや今後の対策についてお考えいただいていることを明らかにしていただければと思っております。

また、あわせて来年度の新規事業として体力テスト実施マニュアルを策定するということですが、そのねらいは何かということもあわせてお聞かせいただければと思います。

最後に、特別支援教育にかかわる組織改編がありました。特別支援教育企画室を廃止して学校教育課に統合するということですが、この間特別支援教育の対象となる児童生徒が急増しているということで、県教育委員会でも対応をしてこられたところだと思うのですが、一定のめどはついたということもあろうかと思うのですが、今後、特別支援教育の充実というものはどのように位置づけられるのか若干心配をすることがありますので、そこを明らかにしていただきたい思います。あわせて新たに設置される生徒指導支援室はどういった役割を果たすのかということもお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○久保田教職員課長 まず最初に、教職員が病気で休んでいる実態は昨年度実績でどうかというご質問でございます。病気によって休暇をとる場合には、法、さらに条例に基づきまして特別休暇、それから特別休暇が終わると休職という制度がございます。いずれも職場復帰するための制度でございます。病気による特別休暇は、最長90日間取得可能と、その後、精神疾患あるいは特定疾患等の場合にはさらに90日間の特別休暇を延長できると、さらにその後には最長3年までの休職という制度になってございます。

全国的、文部科学省に報告する共通したデータがございますので、それを回答させてい

ただきます。本県教職員におけます昨年度の実績におきましては、病気により一月以上の特別休暇をとった者は223名、休職をとった者は72名、病気が原因で退職した者は4名という数値でございます。さらにこの中で内数でございますが、精神疾患によって一月以上の特別休暇を取得した者は74名、それから休職をとった者が39名、退職した者が2名となっております。全国調査でございますので、精神疾患を例にとりて言いますと、本県の場合でしたら100人当たり0.36人が取得していると。これは全国平均の0.6人に比べますとかなり少な目の数字であるのと、全国順位をつけるのもおかしいのですが、全国的なベースで見ますと全国40位に当たる数値でございます。

予防等につきましては、保健体育課長からご説明いたします。

○柴田保健体育課長 教職員の健康管理に関する対策についてであったと思います。教職員の健康や安全を守るためにすべての県立学校におきましては、労働安全衛生法に沿いまして学校長を総括安全衛生管理者とした労働安全衛生体制を整備しております。具体的な取り組みとしまして、職場の安全を確保するとともに、教職員の健康の保持増進を図ることを目的に職場環境の整備でありますとかメンタルヘルスケアの進め方などをテーマとした総括安全衛生管理者及び衛生管理者等への研修会を開催しているところでございます。

また、平成20年度からは長時間の業務従事によります脳・心臓疾患及び精神疾患を防止することを目的としまして健康管理医による面接指導もあわせて実施しているところでございます。

いずれにしましても教職員の健康管理上何より大切なことは、管理職が教職員への積極的な声かけ、コミュニケーションを深めるなどといったことを日ごろから教職員の勤務状況でございます、勤務態度でありますとか業務従事時間あるいは休暇取得状況、こういった点に留意しながら健康状態の把握に努めることが重要であり、この点を小・中・県立校長会でありますとか管理職研修講座等で繰り返し要請しているところでございます。

また、体調の変化や精神的な不安が認められる場合は、速やかに健康相談や医師の受診を勧めるなどの対応も求めているところでございます。

○小林教育研究所副所長 本年度実施いたしました幼児の運動能力、生活習慣等調査の結果の受けとめ、それから今後の課題、さらには来年度実施しようとしております体力テスト実施マニュアル策定のねらい、そういったことにつきましてお答え申し上げたいと存じます。

まず、幼児の運動能力、生活習慣等調査につきましては、奈良県の幼児の運動能力、生

活習慣の実態を明らかにするために県内すべての幼稚園、保育所のうち29の幼稚園、保育所を抽出いたしまして、そこに在籍する5歳児957名を対象に運動能力調査を実施し、さらに保護者や担任を対象に運動習慣、食生活、生活習慣等についてのアンケート調査を本年度の5月初旬から6月に実施したところでございます。

調査結果から奈良県の幼児の運動能力は、全国調査の標準よりやや低いということがわかってまいりました。また、生活習慣と運動能力にかなり強い相関があること、あるいは運動能力調査を実施したことのある幼稚園、保育所の子どもの方が実施していない園所よりも運動能力が高いということも明らかになってまいりました。

これらのことから本調査を単年度のみで終わることなく、複数年の取り組みとして行いながらより深めた調査結果を求めたい。そして子どもの状況を詳細に知るために幼児の運動能力等の実態調査事業を実施するというにしたいわけでございます。さらに調査を実施したことの幼稚園、保育所の子どもほど運動能力が高いことの実証もあわせて行うことができると期待しているところでございます。

また、こういった調査結果を活用いたしまして指導者あるいは保護者の意識の啓発あるいは子どもの体力づくりの取り組みというものを一層積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番目のご質問の体力テスト実施マニュアルの策定について、そのねらいということでございます。文部科学省では、平成20年度より小学校5年生と中学校2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しております。20メートルシャトルラン、反復横跳び、長座体前屈、上体起こしなどの調査種目では特に全国平均に比べて本県の調査結果が低い状況が見られます。3年目の本年度は、抽出調査となりまして、本県では小学校52校、中学校30校が対象となりましたが、その結果からは総合評価で小学校が46位、中学校が43位と昨年度に引き続き全国の中でも低位にあることが判明いたしました。奈良県教育委員会では、外遊びの奨励のための子どもチャレンジ運動や運動部活動の活性化などこれまでから児童生徒の体力の向上を目指した取り組みを進めてきたところでございます。しかしながら、本年度の全国調査の結果を見てもわかりますように、本県の児童生徒の体力テスト結果が依然として全国的に低位であることは明らかになっております。

こういった状況から体力テスト調査の各学校での実施方法自体にひょっとしたら問題があるのかもわからない、そういう可能性も否定できないという視点で実施方法に焦点を当てまして、小・中学校から10校程度を抽出いたしまして各学校の実施状況等について調

査研究を実施することにいたしました。

具体的には各学校で行われている体力テストの実施時期あるいは測定方法等を調査いたしまして、それぞれの違いが調査結果にどのように影響するのかなどを分析した上で正確で適切な調査となるよう体力テスト実施マニュアルを作成したいと考えているところでございます。

その後は、この体力テスト実施マニュアルをそれぞれの学校でご活用いただきながら各学校が適切な体力測定を実施するとともに、児童生徒の体力に関する関心や意欲を高めていただき、喫緊の課題である体力向上の取り組みをさらに推進していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○吉田学校教育課長 特別支援教育の今後の充実についてと、それから新たに設置をいたします生徒指導支援室の役割についてお答えさせていただきます。

本県における特別支援教育の望ましい方向性についての結論を2年間で集約するために特別支援教育企画室を設置をいたしました。昨年5月には、学識経験者等で構成されました奈良県の特別支援教育検討委員会を立ち上げまして、就学指導に関すること、それから特別支援学校に関するこの2つの専門部会を設けまして、総合的な検討をお願いし、昨年11月にその報告を得ました。この報告では、特別支援教育は地域に根差した教育、これをキーワードとして一層推進されるべきであると。就学指導の一層の充実を図るとともに、地域の小・中学校等における特別支援教育を充実させること。さらに特別支援学校は、特別支援教育の専門性を有する先導的な役割を担う教育機関であるとの方向性を示していたところでございます。

これらを受けまして県教育委員会といたしましては、特別支援教育を推進するための指針となる就学指導のガイドラインを策定し、周知、活用を現在図っているところでございます。

今後は、すべての校種において特別支援教育の充実を図るためには、学校教育課の義務教育係、高校教育係、それから新たに設置されます幼児教育係、この係が横断的に連携、また協働することが極めて大切でございまして、特別支援教育係を学校教育課に置くことで特別支援教育を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、特別支援教育に関する研究や相談業務につきましては、教育研究所に特別支援教育部を設置し、実施することといたしております。

次に、生徒指導支援室の役割でございますけれども、全国学力・学習状況調査の結果か

ら本県の子どもたちの規範意識や社会性に課題があることは全国と比べて4年連続低位にあるということで明らかになっております。

また、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から暴力行為の件数あるいは不登校の状況、こういったものにも変化が見られないことから、少し長目の対応となる可能性もございますけれども、新たに生徒指導支援室を設置し、これらの課題に集約的に対応してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、小・中学校で起こっている暴力行為を減少させるための方途、不登校問題に対する対策、規範意識や社会性を高めるための施策を立案し、実施すること、このことに加えまして巡回指導等も各学校に行いまして、学校や市町村教育委員会を支援し、生徒指導上の問題解決に資するようしていきたいと考えております。以上です。

○宮本委員 何点か再びお聞かせいただきたいのですが、最初の健康管理の問題ですが、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生体制の確立ということで、校長先生をリーダーに体制がつけられるというお答えをいただいたわけですが、具体的に何か要綱を定められると思うのですが、この要綱というものが一体どういうものなのかということをお聞かせいただきたい。特に何時間以上の労働だった場合に健康管理医の面接指導を促すのか。その要綱の中身について若干明らかにされたいと思いますのと、この県下の市町村でこの要綱が定められている状況というのはどれぐらいあるのかということもあわせて明らかにしていただければと思いますので、その点お願いしたいと思います。

それから体力づくりの問題でいいますと、体力テスト実施マニュアルを策定するねらいに、その実施の方法に問題があるということをおっしゃられましたが、具体的にどういふ点に問題があるとお感じなのか、この辺をお聞かせいただければと思っております。

それから組織改編のことにつきましては改めての質問はありませんが、引き続き特別支援教育の充実のために教育条件の整備を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思いますので、先ほどの2点、健康管理の問題と、それから実施マニュアル策定を意図するに至った問題があったと思われるその問題意識について再度お聞かせいただければと思います。

○柴田保健体育課長 労働安全衛生法に沿った労働安全衛生体制の中身についてでございます。奈良県立高等学校職員に対する健康管理医の面接指導実施要綱というものがございまして、まず対象となる職員という中で正規の勤務時間を超えて一月当たり100時間以上業務に従事した職員のうち校長に面接指導を申し出た者、2つ目としまして正規の勤務

時間を超えて一月当たり80時間以上業務に従事した職員のうち疲労の蓄積が認められる、または健康上の不安を有するとして校長に面接指導を申し出た者が対象職員となっておるということでございます。今要綱を実際そのものを読み上げさせていただいた次第でございます。

なお、昨年度の県立高校での面接の実施につきましては、昨年度、平成21年度におきましてはゼロというような集約の結果でございます。以上でございます。

○小林教育研究所副所長 体力テストの実施上の問題をどのように具体的に把握しているのかというご質問でございますけれども、我々一番多くの課題を抱えているのは小学校ではないかと思っておるのです。中学校、高等学校におきましては専門教科の保健体育の先生方がおられますので、そういった先生方が校内でリーダーシップをとりながら実際の測定方法等についてのマニュアルもつくっていただき、先生方への指導助言もしていただきながらスポーツテストを実施していただいている状況がございますけれども、小学校の場合は体育が非常に得意な先生もおられれば非常に苦手な先生方もおられると。そういった中で体力・運動能力調査の要素の中にやはり技能的要素というのが非常に大きくかかわってくる。例えばボールを投げる、それから幅跳びをする、あるいは50メートルを走るにしてもスタートダッシュをどのようにするかといったような部分の中でどのような指導が行われているのか、あるいはどのような助言が行われているのかということの中での温度差であったり、あるいは指導のレベルの違いであったり、そういったものが実際にあるのではないだろうかというような危惧をしているところでございます。そういったものの実態を実際に明らかにしながら、あるいは助言のまずさが結果として本当にあらわれているのかどうかということをきちんと明らかにすることによって一定のマニュアルをつくってあげればそれに沿ったいわば均一的な信頼度の高い調査ができるのではないかと、このような考え方の中で本調査を実施し、マニュアルをつくりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○宮本委員 健康管理の問題でいいますと市町村の要綱の策定状況を恐らく把握されていると思うのですが、それを明らかにしていただきたいというのが1点と、それから健康管理医による面接指導を受けられた先生はゼロだということなのですが、それでは面接指導を促さなければならない対象となった100時間以上の、これは月になりますので、年間となると延べ何人という出し方になると思うのですが、100時間以上の超過勤務が認められた教師は何人おられて、80時間以上の超過勤務の方が一体何人おられて、それで

ロなのかというのが気になるところなのですが、何人おられたのか、これも明らかにしていただければなおよくわかるかなと思いますので、その点お願いしたいと思います。

それから体力づくりの問題でいいますと、確かにこういうマニュアルをつくって指導がどちらかといえば苦手な先生が改善されるということになれば、これはぐんと成績は上がると思いますし、結果はよくなるのは目に見えてくるわけなのですが、私はこういうやり方に乗かってしまって何かこのテストが体力づくりの動機づけとしては子どもたちの積極的な意欲を引き出すというよりも何か技術的な改善とかいうところに走ってしまうことになって体力づくりの意味がゆがめられてしまうということに非常に懸念を持っております。これは意見として申し上げておきたいと思いますので、1点、健康管理の問題で市町村の策定状況、自治体幾つなのかということと、それから対象となる80時間オーバー、100時間オーバーの教師の延べ人数でいいと思うのですが、明らかにしていただければと思います。

○柴田保健体育課長 まず市町村での体制整備についての状況についてでございますが、本年度奈良市が労働安全衛生体制を整備されたということをお聞きしております。ただ、それ以外につきましては詳細のものも持ち合わせておりませんので、申しわけないと思いますが、奈良市は本年度体制整備をつくられたと。

そして県立学校の面接の件でございますけれども、先ほど申しましたように一月当たり100時間以上あるいは一月当たり80時間以上に該当する者合わせまして平成21年度で、これも詳細の数字は持ち合わせてないのですが、約500名の集約であったと思います。

○宮本委員 39市町村中、奈良市がつくったということだけ把握されたということですが、私がつかんでいる範囲では8自治体なのですが、また改めて自治体数をつかみ直していただきますように、これは要望しておきますので、奈良市だけだったら大問題だと思うので、もうちょっとあると思うのです。恐らく8自治体だと思うので、それはまたつかんでいただいたらと思うのですが、39市町村中8つの自治体にとどまっているというのは、これは非常におくれていると思っておりますので、この点の指導ということもあわせてお願いしたいと思いますので、先ほど100時間オーバー、80時間オーバー合わせて約500名だという認識をお聞かせいただきましたが、私のつかんでいるところでは80時間オーバーが延べ569人、100時間オーバーになると630人と、こういう数字があるのですけれども、これは不正確なのかもしれませんが、約500人とおっしゃったので、

近いと思ったのですが、校長先生があんたちちょっと働き過ぎだからしっかりと面接指導受けなさいという対象となる先生は500人おられて、面接指導を受けた人がゼロというのは、これ何が原因なのですか。山本理事、わかりませんか。ちょっと不思議で仕方がないのですけれども、どう考えたらいいのか。お答えいただける方があったらお答えいただきたいのですけれども。いや、これはだからもうそんなものは要らないのだと、自分は元気なんだということなのか、その500人の方が、いや、校長先生、心配してくれるなど、おれは元気だということなのか、それとも面接指導に行けないほど忙しいのか、どちらなのですか。その辺の実態はどうなのですか。

○柴田保健体育課長 まず、健康管理医の方で教職員に対しての健康診断を実施していただくということになっております。先ほど面接の実施についてはゼロの集約であったというようにお話をさせていただきましたが、実は場合によりましては健康診断の折に健康管理医の方から面接的な場面を持たれたりとか、そういうようなことも実態としてはあるような状況は認識しておるところでございます。

それからもう一つの体制整備の実態、それから80時間、100時間を超える実数につきましては、後ほどきちっとしたデータをまたお持ちしたいと思います。

○宮本委員 ということは健康管理医というのは、健康診断をされるお医者さんということになるんですか。これは校医さんではないのですか、健康管理医と違うのですか。

○柴田保健体育課長 校医が健康管理医を務めておられるところもありますし、健康管理医として別についていただいているところもございまして、健康管理医の仕事の内容としましては健康診断の実施というものも位置づけられておるところでございます。学校医の方は生徒の健康に関する健康診断ということで、健康管理医につきましては教員に対しての健康診断の実施というような位置づけになってございます。

○宮本委員 ということは教師の健康診断は健康管理医が行っているという認識でいいのですか。その中でメンタルヘルスの指導、助言も行っていると。だから500人の100時間オーバーの先生方がきちっとこういうところでフォローされているという認識でよろしいのでしょうか。その辺がはっきりしませんでしたので、全国平均が0.6%、これ自体物すごい数字だと思うのですけれども、奈良県が0.36%で、全国平均よりも低いということは、これは一定の健康管理の配慮があるのかと思う反面、ただ病休の先生は223名おられて、そのうち74名が精神疾患ということだと、相当な数の先生が苦しんでおられるのではないかと。なおさら100時間を超える労働実態が500人あって、それ

で労働安全衛生法に基づく労働安全衛生体制によって校長先生から声かけられたものの面談がなされていないということであれば非常に重要な問題だと思いましたが、この点きちんと体制とっていただいて健康管理に努めていただきたいと思いますので、そのことを申し上げておいて質問は終わらせていただきますが、また後でデータをいただければと思います。

○岡委員 では、今の宮本委員の質問にも関連するのですがけれども、学校教育現場だけに限らず精神疾患の方が最近多いという傾向にあることはマスコミでも報道されております。ある人に言わせると3人に1人がうつ病ではないかと指摘される方もいますけれども、要は今、教育現場で働いていらっしゃる先生方のうつに対する取り組みをやるべき時期が来ているのではないかと思います。先ほど議論にもありましたように、それを相談する窓口が校医であるとかそういう余り専門的でない先生であればなかなか難しいだろうと。このうつの病気というのは、そういう本当にちゃんとした基本をわきまえた、そしてまたそういうことに造詣の深い医師でないとなかなか適切なカウンセリングはできないとも言われております。

そこでこれは一つお願いでございますけれども、うつ対策という視点からそういう相談窓口、また専門の医師等の要請なり派遣なりということも含めて教育委員会としてぜひ対策をとっていただきたいと思います。今の質問を聞いておりましても大きな視点が欠けているのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点は、今回補正予算でも上がっていますように子宮頸がん等の予防ワクチン接種が始まるわけでございますけれども、特に子宮頸がんにつきましては中学校1年生から高校1年生ぐらいの年代を対象として国では国費を投じて行うという方向性が示されたわけで、既にもう予算化されているわけでございますが、この子宮頸がんの予防接種について中学生という、主に中学生が中心になるわけでございますけれども、対象としてこれから推進をしていかなければならないという立場上、教育委員会としてこの件について今までどのような取り組みをされてきたのか、また今後どういうことに取り組むとされているのか、その辺のことについて学校教育現場としてお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○柴田保健体育課長 子宮頸がんにかかわっての学校教育での特に啓発的な部分についてということで、県教育委員会では現在のところは文部科学省が示しております学習指導要領あるいは学校における性教育の考え方、進め方、これらにおいて子宮頸がんに関する内

容というのは含まれておりません。そのことからまずは先生方あるいは学校医が子宮頸がんやワクチン接種に関して正しい知識を習得していただくということで、児童生徒あるいは保護者から相談があった場合に個別対応が適切に実施できるような体制づくりが重要であると考えております。

昨年10月14日に大和郡山城ホールで、県医師会の学校医部会と連携をする中で学校医、それから教職員、PTA役員を対象として子宮頸がんワクチンに関する研修会を実施させていただきました。県立医科大学産婦人科の小林浩先生を講師にお迎えして、約300名の参加の中で研修会を実施させていただきました。

また、あわせて保護者に対しましても、健康づくり推進課が作成しました「親子で『子宮頸がん』について話し合ってみませんか?」というタイトルのリーフレットを小学校6年生から高校1年生までの女子児童生徒を通じまして保護者に配付する中で、保護者に向けての啓発に努めてきたところでございます。

また、今後も健康づくり推進課と十分に連携を図りながら子宮頸がんについての正しい知識の啓発に努めていこうと考えておるところでございます。

○岡委員 どうもありがとうございました。

昨年10月から学校の関係者を集められましてそういう研修もやっていただいたということでございまして、大変ありがとうございます。

いずれにしましてもこのことにつきましては、やはり予防接種率が今後どのようになるかが一番大きな焦点になろうかと思えます。そういう意味では保護者に対する認識を向上させるための働きかけが行政全体として取り組む必要が大変大きいと思えます。

そういう意味におきまして、この子宮頸がんについて中学生でもある程度わかる怖さとか、また予防できるということがわかるための教育ですか、それを教える場ですね、やはり本人がまずその危険性というのですか、また予防接種を受ければどうなるかということの正しい知識を子ども自身がどのように理解するかも大きなポイントになると思うのです。いくら親が言っても、もうただ要らないと言ったら、なかなか前へ行かないわけでございまして、逆に子どもがその必要性を感じて保護者に対してぜひ受けたいと言っていくような、そういう必要な適切な教育的な話を学校として取り組む予定はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○柴田保健体育課長 先ほどもお伝えしたとおり、まずは個別の対応が起こった場合に学校の先生方を中心に適切な個別相談に応じられるような体制づくりということで考

え、先ほどご紹介したとおり研修会等を持たせていただいたわけですが、先ほども申しましたように文部科学省が示しております学習指導要領の中では子宮頸がんに関する内容については含まれていないというようなこともございますので、今後その点については考えていくべき点であるかと考えているところでございます。

○岡委員 この話を教育の現場、特に子どもたちにどういう形で知らしめるかということについては、いろんな配慮も要することも十分わかりますので、大変難しい面もあろうかと思いますが、事はやはり子どもの健康、ひいてはがんという命にかかわる重大な病気が予防できるという話でございます。推測ではありますが、全国で年間三千数百名、それを奈良県に置きかえると30数名の方が子宮頸がんできなくなってということが推測されるわけございまして、それがこの接種を徹底すればほぼなくなる可能性があるわけでございますので、そういうことも含めて教育現場の中で何らかの方法で適切な配慮をしながら結構ですので、まず本人たちに予防接種が必要であるということを認識させてあげることが大事ではないかと思うのです。例えばインフルエンザの場合ですと大体もう皆さんわかっていますので、風邪がはやる前にインフルエンザの予防接種をと、また風邪でえらい目に遭った子ども、また保護者は予防接種を言わなくてもするわけでございます。ただし、この子宮頸がんは最近存在が認識され、まだまだ十分認識されていない。しかし、一方では、今申し上げましたように厚生労働省もこの予防ワクチンの効果というものを公式に認めて接種を今、国を挙げて推進しようとしているわけでございますので、もう少し踏み込んだそういう訴えなり子どもたち、そしてまた保護者に認知徹底できるような政策なり施策を教育委員会としても是非研究をしていただきたい。このことを強く要望しておきたいと思っております。以上でございます。

○藤野委員 簡潔に1点だけお聞きをいたします。薬物乱用防止における取り組みについてということでお聞きをいたします。

先般、私立高校ではありますけれども、女子生徒が薬物所持の疑いということで逮捕されたというショッキングな事件が起きました。大和郡山市在住ということだったので、私にとっても非常に身近に感じたところでありまして、また、都会での出来事と思っておったのが、本当にこういった出来事が奈良県内にも起こったということで非常に驚きとともに危機感を覚えたところでございます。

それを受けまして、今現在県立高校、あるいは低年齢化ということにおいては中学校において、薬物乱用防止という観点から取り組みはどのようにされておられるのか、お聞き

いたします。

それとこの事件を受けまして、恐らくさまざまな調査の進展もあろうかと思ひますし、このいきさつやそれに伴つてのさまざまな経過、そんなことも把握されているかと思ひますが、これを受けて今後どのような取り組みが必要とされていると教育委員会としてはとらえておられるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○吉田学校教育課長 昨年4月に神戸市内の女子中学生が大麻を所持する、それから10月には和歌山市内の女子高校生が覚せい剤を使用・所持するといった事件が相次いでおりまして、全国的に青少年による大麻や覚せい剤などの薬物の乱用が問題となっております。

本県でも先月、県内の女子高校生が覚せい剤取締法違反で逮捕されまして、このことを受けまして県教育委員会では、1月28日付でまず県立学校、それから中学校にもということで市町村教育委員会に対しまして薬物乱用防止対策を推進するための具体的な取り組みについての通知を早速させていただきました。

さらにご指摘のように、私立学校の生徒ということではございますけれども、2月1日に県全体としてとらえようということで国公立のすべての高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者を緊急に集めまして、生徒指導担当者会議を開催したところでございます。会議では、県警察本部刑事部組織犯罪第一課からは、少年非行における薬物乱用の現状と対策について、特にこの中ではインターネットを通じて薬物情報が入手しやすい環境にあるといった話もございました。県教育委員会事務局からは、薬物乱用防止にかかわる取り組みの徹底ということで、またその中で特に緊急にホームルーム等を持って生徒に指導すること、こういった指示を行わせていただき、あわせまして保護者への啓発も含めた薬物乱用防止の取り組みの充実を求めているところでございます。

事件の背景でありますとか経過というものは、今現在何もわかっておりません。

今後こうした体制で情報を共有しながら、緊急の際には全体会議を開催して対応してまいりたいと考えております。

また、政府では、平成20年8月に第三次薬物乱用防止五か年戦略を策定しておりまして、このことを受けまして県教育委員会では、平成20年10月14日付で薬物乱用防止教育の充実についてということで各学校に通知をいたしております。特に保健体育の学習や特別活動など学校の教育活動全体を通じて薬物乱用防止について生徒を指導すること、それから外部からの講師を招いて行う薬物乱用防止教室を開催すること、これについての周知を図りまして、平成21年度では約97%の公立高等学校が薬物乱用防止教室を実施

しているところでございます。今後は、薬物乱用防止教室をすべての高等学校で開催するとともに、薬剤師などを講師にすることで薬物の怖さを正しく理解し、さらに薬物に関する正しい知識を身につける、そういった教室となるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○藤野委員 答弁の中で、インターネットで気軽にと申しますか、簡単に薬物を購入できるということについて、先ほど申し上げましたように危機感を感じております。また、ネット上における薬物に関する情報のはんらんも大変著しいということで、県警では生活安全課の中でネットパトロールをされていると思うのですけれども、ネットパトロールと生徒指導との情報の交換なり共有なりというのは今現在されておられるのでしょうか。

○吉田学校教育課長 教育委員会でもネットパトロールを事業化させていただきまして、9月からスタートいたしておるところでございます。2カ月間の集約はいたしまして、新聞報道させていただきましたけれども、そういった薬物関係の情報は現在では出ておらないという状況で、このネットパトロールは来年度も実施を予定いたしておりますので、そういった観点からもその情報が入れば、すかさず注意喚起も含めて指導もしてまいりたいと思っております。以上。

○藤野委員 9月からネットパトロール、いじめもそういったさまざまなことをされている、私もそれは思い出しました。これは薬物への関係のさまざまな情報についての取り締まりというか、そういったことも含めてまた今後もお願いしたいと思っておりますけれども、これはイタチごっこであって、なかなかトカゲのしっぽ切りみたいなどころがあって次から次へとまた出てきますので、なかなか大変だとは思っておりますけれども、ただし子どもたちには本当に知識をしっかりと植えつけさせるというか、薬物は本当に先々怖さがあるんだというところの徹底した啓発というか、教室も含めて今後の活動をさらに充実させていただきたいと思っております。もう本当に身近な出来事なので、これからさらにさまざまな薬物乱用防止の取り組みの充実をお願いしたいと、このことを要望して質問を終わります。以上です。

○井岡委員 質問させていただきます。「平成23年度教育予算の概要(案)」12ページの学校教育の情報化推進、2億5,100万円と多額な金額ですけれども、この情報への対応というのは通年、何年前からやっておられるのはわかっておりますけれども、このパソコンの維持・管理、インターネット接続、どの範囲で何をされるのか1点聞かせていただきたいと思っております。もしわからなければ大体でよろしいです。また予算審査特別委員会

で言いますけれど。

それと教科「情報」への対応というのは、何か「情報」の教科を重点的にしなくては行けないのか、それともなぜここで予算がこれだけ使われるのかお聞かせいただきたい。

それともう一つは、情報の担当の先生が今採用されておられるのか。数年前までたしか数学とか商業の先生が情報をされておられると聞いておりましたけれども、情報の採用は大阪府などでもされておりますけれども、奈良県はいくらインフラをよくしてもソフトの教える専門の先生がいないというのが現状だったと思います。今現状どうなっているのかお知らせ願いたいと思います。

○山本理事 ここに上がっております県立高校情報化推進事業につきましては、高等学校の情報機器を5年間リースが基本でそれぞれやっておりますので、年度ごとの更新が主なものでございます。

○久保田教職員課長 高等学校におけます情報の教諭でございますが、昨年夏に実施いたしました教員採用試験におきまして3名程度の募集をかけまして、これは県内初めての採用でございますが、今その採用事務を進めておるところでございます。

○井岡委員 やっと始めていただいたということで、今後ふやしていただきたいと思います。

それと先ほどの更新、5年ごとのリースの更新だから毎年の更新で、全部の高校ですか。それとどの範囲なのですか。

○吉田学校教育課長 来年は10校程度の予定で5年ごとのコンピューターの更新をする予定です。

○井岡委員 ということは10校程度を新しく買って、それを5年間リースする金ということですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

全部のリースを更新するわけ、更新料ではなくて。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

ということはここに入札が入ってくるわけですね。それならわかりました。公平な入札をお願いしたいと思います。

それと最後ですけれども、もう答弁よろしいです。お願いですけれども、地元から教育研究所周辺の、特に学校の先生の研修のときに、車が一挙に帰り出られる場合に非常に道が混雑して、地元の住民、自治会長から先日非常にモラルに欠けているのではないかといいことを言われております。ご存じのとおり、ここは県道に接してないところございま

す。電車通勤とかそういうことを考えて注意喚起していただきたい、これはお願いでございます。以上です。

○岩城委員長 ほかにございますか。

なければこれをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月2日水曜日、本会議終了後に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。ということあるということですので。

これをもちまして、本日の委員会終わります。ありがとうございました。